白浜町農業委員会議事録

- 1. 招集日時 令和3年9月10日(金)午後1時30分
- 2. 開 会 令和3年9月10日(金)午後1時30分
- 3. 開 議 令和3年9月10日(金)午後1時30分
- 4. 閉 会 令和3年9月10日(金)午後3時00分
- 5. 委員定数 14名
- 6. 会議に出席した委員は次のとおりである。
 - 1番 尾﨑 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉 4番 後呂 豊
 - 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝 7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久惠
 - 9番 南 喜久治 10番 小野 真一 11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司
 - 13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
- 7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。
- 8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。
 - 局 長 古守 繁行 係 長 榎本 隆司 主 事 大平 真也 主 事 宮山 蓮
- 9. 議事日程

議題

議案第28号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第29号	農地法第5条の規定による許可について	1件
議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	3件
議案第31号	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について	3件

- 10. 会議に付した事件 議事日程のとおり
- 11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から9月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。会議に先立ちまして、9月1日の農業委員会で承認されました、農地利用最適化推進委員の皆様に委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立下さい。~委嘱状 交付~今回の農業委員会につきましては、農業委員さん、推進委員さんの皆さんがお揃いになる最初の委員会です。初めての方もいらっしゃいますので、皆様の自己紹介をお願いいたします。~楠本会長より自己紹介~事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。~各自 自己紹介~農林水産課の農政担当職員の自己紹介をさせていただきます。~各自 自己紹介~それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

~会長より挨拶~それでは、只今より会議に入らせていただきます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と8番の藤原 久惠委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2番委員

8番委員 はい。

議長

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第28号 農地法第3条の規定による 許可についてを上程致します。事務局より説明願います。

事務局

はい。議案第28号 農地法第3条の規定による許可についてをご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇字〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積はそれぞれ、3,199 ㎡、3,351 ㎡、4,280 ㎡、1,098 ㎡の、合計 11,928 ㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん 44 歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん 58 歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、11,928 ㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農地を取得し農業経営を行いたいため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農地経営の規模を縮小したいため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。本件につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員

○○さんと2人で確認しました。異議ありません。

議長

他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第28号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

事務局

はい。議案第29号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は330㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん34歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん81歳 持分32分の9、〇〇の〇〇さん83歳 持分32分の9、〇〇号の〇〇さん82歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん50歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん72歳 持分16分の3です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲受人が居住用地を探しており、譲渡人については当該地を手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。~スライド説明~以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。 1 番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員

宅地化の進んでいる地域になりますので、異議ありません。

議長

他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第29号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

はい。議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。説明の前に、1カ所加筆をお願いいたします。5ページの付記欄に3筆合計の面積が抜けております。3筆合計、2,158㎡ですので、加筆をお願いいたします。それでは、説明させていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は3件、6筆で、6,282㎡となっております。1番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

申請地は、 \bigcirc 〇字 \bigcirc 〇、字 \bigcirc 〇、 \bigcirc 〇で、現況地目は田、面積はそれぞれ 907 ㎡、532 ㎡、719 ㎡の、合計 2,158 ㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は \bigcirc 0の \bigcirc 0 さん 74 歳です。令和 3 年 1 0 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、 \bigcirc 0の \bigcirc 0 さん 47 歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 \bigcirc 、字 $\bigcirc\bigcirc$ で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ1,853 ㎡、1,507 ㎡の、合計3,360 ㎡です。借人は、 $\bigcirc\bigcirc$ の $\bigcirc\bigcirc$ さん59 歳で、貸人は $\bigcirc\bigcirc$ の $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\bigcirc\bigcirc$ 相続人代表 $\bigcirc\bigcirc$ さん72 歳です。令和3年4月1日から4年115月の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は764㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん40歳で、貸人は〇〇の〇〇さん46歳です。令和3年10月1日から9年11ケ月の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺い します。

○○委員 耕作いただいております、異議ありません。

議長 2番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 再設定のため異議ありません。

議長 3番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 再設定のため異議ありません。

議長他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第30号につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第31号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第31号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明致します。これは農用 地の除外及び編入申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。

1番についてご説明致します。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$ 、 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 、 \bigcirc 、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ 596 ㎡、193 ㎡、444 ㎡、330 ㎡の、合

計 1,563 ㎡、です。申請者は、〇〇の〇〇さん 65 歳で、変更後の土地利用目的は、資材置場です。変更理由は、分譲住宅会社が建築資材置場として譲ってほしいと申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

2番についてご説明致します。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$ で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は297㎡です。申請者は、 $\bigcirc\bigcirc$ の $\bigcirc\bigcirc$ さん55歳で、変更後の土地利用目的は、個人住宅用地です。変更理由は、居住用地を探す地元の知り合いから、高台である当該地を売却してほしいとの申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

3番についてご説明致します。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、○○字○○、○○、○○、○○で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ231㎡、409㎡、614㎡、353㎡の、合計1,607㎡です。申請者は、○○の○○さん63歳で、変更後の土地利用目的は、梅畑です。変更理由は、令和3年度果樹経営支援対策事業実施のため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請にいたりましたとのことです。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。~スライド説明~なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、除外要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。 1 番、2 番につきましては $\bigcirc\bigcirc$ 地区でございます。 $\bigcirc\bigcirc$ 委員のご意見をお伺いします。

○○委員 1番については、耕作・管理できないのであれば宅地化することで鳥獣害被害の干渉地帯になると考えます ので、異議ありません。

2番については、後に転用となれば、近隣の農地への排水や日照等の問題がでてくると思います。利用計画の変更について、問題ないと考えますので異議ありません。

議長 3番につきましては○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 耕作いただけるということで異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第31号につきましては、異議なしとして町長に回答いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ~ (仮称) 白浜町遊休農地対策組織等検討協議会への参画について

~農業委員会関係規則・法令申し合わせ事項等について

~農地利用最適化活動について

○○委員 (仮称) 白浜町遊休農地対策組織等検討協議会と名前になっておりますが、遊休農地の対策に限った話になっているように思います。遊休農地の対策の組織の立ち上げであると当初の目的、提案と違ってきている気がします。

局長 農業委員会から町に対しての提言は、行政主体の遊休農地対策の農業法人の設立を検討すべきであるという ことです。関係団体を含めて農業法人の設立に向けていくうえで、皆さんのご意見をお伺いすべく検討協議会 を立ち上げたいということであり、趣旨としては間違っていないと思います。

○○委員 趣旨が今の遊休農地に限った話にしか思えません。

局長 ○○委員さんの仰るお話が農業委員会としての考えなのであれば、方向性を考え直す必要がありますので、 農業委員会のご意見としていただきたいと思います。

○○委員 組織を立ち上げる際には、目的と理念をきちんとしておかないといけません。

○○委員 いったん法人を立ち上げて、今までの話のとおり進めていくことでいいのではないでしょうか。

○○委員 農業法人を作って農業経営を行っていくのが趣旨だと思っておりました。今の遊休農地に限った対策法人に なってしまうように思います。

議長 今の遊休農地に限定した話ではなく、農協さんや振興局を含めて前向きに考えていこうということです。

局長 遊休農地対策組織等というのは法人のことです。町としては、水稲中心で考えていくなかで農協さんでは、 梅や他の作物を作っていくようなことも検討してみるべきだと話も出ています。いろいろな考え方があります ので、都度意見を出し合って方向性を決めていきませんか。

○○委員 組織を立ち上げて何をするのでしょうか。遊休農地増加の対策と言っても、色々な方法があると思います。

局長 10年後に今耕作していただいている方々が耕作しなくなった後、慌てて対策を考えたのでは遅すぎます。 農業委員会より町へ農業法人を設立して考えていくべきだと提言があったのが発端になります。水稲栽培をメ インとして土地を借りて栽培をしていくことができるかどうか農業委員会のほうで試算いただきました。恐ら くはマイナスになるであろうとは思います。農協さんが仰るように梅栽培をしていくべきではという話もでて おりますが、議論をして試算をしたうえで行政として最終的にどういった方向で税金を投入していくべきか考 えているところであります。 ○○委員ということは、農業経営を担っていくという認識でよろしいでしょうか。

局長 はい。○○委員さんの意見では最初から農業経営をしないといけないという話ですが、まずは検討してみる 必要があり、できることであれば進めていきますが、今はその段階にまで至っておりません。

○○委員 皆さん一度思い返してほしいです。以前に視察に行った際に訪れた町の町長さんは、町の職員を派遣し、毎年一千万円以上の投資をしていると話を聞きました。ここまでのことをしていかないと、維持はできないという私の結論に皆さんが至っていると思っていました。私が提案してきたことといつも現実との差が大きすぎます。

局長 農協さんの考えと町の考えが全く異なっている部分もあります。最終的に農協さんの考えに染まる可能性も ありますが、議論のうえ検討していかないといけないと思います。

○○委員 話を整理させてください。今話していることは、遊休農地対策だけではなく、農業経営に踏み込んだ経営を していくということでしょうか。

局長 少しニュアンスが違っています。農業経営はやりますが、あくまで法人を維持していくためのひとつの手段 としていることです。最終的なステージを我々が考えたいと思っています。

○○委員 初めからそこまで踏み込んでいかないと、○○委員が仰るように最初の段階が大事だと思います。

○○委員 玉伝・久木地区で梅を植えるという話が、地元の方々の意見から後ろ向きの話になりましたが、辛抱強く説得していくのも大事だと思います。水稲を専門でやってきた人は畑作を反対される方もおられます。まずはそういった窓口をどこまで広げていくか考えるのもありますが、まずは団体を立ち上げるべきだと思います。自分たちもぜひとも立ち上げてほしいと思っています。地元の皆さんに頑張っていただいておりますが、ここ5

年で今の何倍も田畑が余ってきています。窓口をどういう方向で考えていくかも大事ですが、まずは団体を立ち上げることが最優先だと思います。儲け話はあとにおいて、悪夢の農地にならないように責任をもって対策できる組織を作っていただきたいと思う気持ちがあります。

- ○○委員 農協さんとの考えが違っていると話がありましたが、私は農協の理事もやっております。理事会でもその段階の話はまだ一切出てきていません。話が詰められていないということです。もし言いにくい等あれば私のほうから伝えることもできます。局長の話を聞いていると、農協さんが話に乗っかってこないことや、考え方が違う等理由をつけて、自分たちもやめの方向に進んでいるようにしか聞きとれませんでした。
- 局長 私のする話が○○委員さんの言うような話かどうか、皆さんで判断していただけませんか。一生懸命やっているというのに、私に対する名誉棄損ですよ。今までやってきたことを認めないというのであれば、それで結構ですが、皆さんで判断してください。
- ○○委員 議論の中で名誉棄損という言葉が出ましたが、そんな言葉がでたのであれば辞表を出さないといけないです。
- ○○委員 組織が農業経営まで踏み込んでやっていくかどうかの話です。
- ○○委員
 文書を読んだ限り、やっていかないとしか読み取れませんでした。
- ○○委員組織が農業経営まで踏み込んだことをするかどうかは決めておかないといけないです。
- ○○委員 3年の時間をかけてここまできました。まずは立ち上げが大事なのではないですか。あとはランニングしな がら考えていけばいいのではないでしょうか。それでないと進んでいかないと思います。
- ○○委員 今日配っていただいた資料のマニュアルをみれば、遊休農地対策等やるべきことがすべて書いてあります。

これに沿って進めていき、気になることがあるなら変えていけばいいと思います。

局長 ○○委員さんは協議会に出席いただけますでしょうか。

○○委員 いったん保留にしておいてください。

○○委員 出席したうえで、協議会の時にきっちり考えを説明してこれば良いと思います。

議長 協議会には、私と○○委員、○○委員、○○委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

全員 異議なし。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年10月8日(金)午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、い かがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後3時00分に閉会を宣した。

閉会終了 午後3時00分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。